

国際日本文化研究センター公開データベース利用規則  
第3条第4号の運用について

平成5年10月21日制定  
最終改正平成17年11月17日

事 項	現 在 の 運 用	備 考
第3条第1号関係 大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関の教職員で日本文化を研究する者又は日本文化の研究を支援する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○博物館、美術館等の職員で日本文化を研究する者又は支援する者</li> <li>○教育委員会の職員で日本文化を研究する者又は支援する者</li> <li>○小・中・高等学校の教職員で日本文化に関する研究を行う者又は支援する者</li> <li>○研究所の職員で日本文化に関する研究を行う者又は支援する者</li> <li>○図書館の司書で日本文化に関する研究を行う者を支援する者</li> </ul>	
第3条第2号関係 大学院学生で日本文化を研究する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学院の研究生で日本文化を研究する者</li> <li>○大学院の聴講生で日本文化に関する科目を聴講する者</li> <li>○学部学生で日本文化に関する研究をテーマにした卒業研究に着手した者</li> <li>○学部学生で2年以上在籍し日本文化に関する専門科目を履修している者</li> </ul>	
第3条第3号関係 科学研究費補助金の交付を受けて日本文化の研究を行う者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本学術振興会特別研究員で日本文化の研究を行う者</li> </ul>	
第3条第4号関係 その他日本文化を研究する者のうち所長が適当と認めた者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受託研究員制度に基づき大学等で日本文化に関する研究を行う者</li> <li>○日本文化に関する学会に所属する日本文化研究者</li> <li>○その他申請内容で日本文化に関する研究に利用することが読みとれる場合</li> </ul>	